

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月15日
【会社名】	佐渡汽船株式会社
【英訳名】	Sado Steam Ship Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 尾崎 弘明
【本店の所在の場所】	新潟県佐渡市両津湊353番地
【電話番号】	(0259) 27 - 5174
【事務連絡者氏名】	本社統括課長 金子 吉光
【最寄りの連絡場所】	新潟市中央区万代島9番1号
【電話番号】	(025) 245 - 2366
【事務連絡者氏名】	総務課長 渡辺 大輔
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式、A種種類株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(普通株式) その他の者に対する割当 676,100,000円 (A種種類株式) その他の者に対する割当 523,900,000円 (第9回新株予約権) その他の者に対する割当 0円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 300,000,000円
	(注) 行使価額が調整された場合には、第9回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性があります。第9回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第9回新株予約権を消却した場合には、第9回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年2月7日付で提出いたしました有価証券届出書（2022年2月21日付及び2022年2月25日で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）について、2022年3月15日、新潟県中小企業再生支援協議会が関与する当社の私的整理手続において、当社が策定し、2022年1月26日に当社の取引金融機関（個別に又は総称して以下「本対象債権者」といいます。）に対して提示した当社の再生計画案が本対象債権者全員の同意により成立したことに伴い、これに関する事項を訂正するため、また、2022年3月15日付で臨時報告書を提出したことに伴い、当該臨時報告書の内容を追加し、併せてこれらに関連する事項その他の記載事項の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

A 普通株式

5 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

募集又は売出しに関する特別記載事項

(本第10回新株予約権無償割当に関する事項)

2 本第10回新株予約権に係る手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

(2) 割当予定先の選定理由

ア 本第三者割当に至る経緯及び目的

(オ) 本対象債権者との協議について

(カ) みちのりホールディングスと締結する出資契約の概要

(キ) 第四北越銀行と締結する出資契約の概要

(ク) 本第三者割当及び本子会社化取引に関する留意事項

イ 本第三者割当を選択した理由

(7) 特定引受人に関する事項

3 発行条件に関する事項

(b) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

5 第三者割当後の大株主の状況

(3) 本株式分割並びに本第9回新株予約権及び本第10回新株予約権の行使による普通株式の発行後 普通株式

(4) 本株式分割並びに本第9回新株予約権及び本第10回新株予約権の行使による普通株式の発行後かつ本A 種種類株式の全てにつき当社普通株式を対価とする取得請求権が行使された後 普通株式

6 大規模な第三者割当の必要性

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

第三部 追完情報

1 資本金の増減について

2 事業等のリスクについて

3 臨時報告書の提出について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

なお、「第三部 追完情報 2 事業等のリスクについて」においては、（訂正前）と（訂正後）の記載を比較するため、組込書類としての有価証券報告書の記載内容からの変更及び追記箇所を示すために付された_____罫は表示してありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

A．普通株式

（訂正前）

種類	発行数	内容
普通株式	33,805,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は、100株となっております。

（注）1．本有価証券届出書に係る普通株式（以下「本普通株式」といいます。）の発行（以下「本普通株式第三者割当」といいます。）は、2022年2月7日開催の取締役会決議によります。なお、当社取締役の伊貝秀一氏は佐渡市副市長であり、特別利害関係人となるおそれがあるため、本第三者割当（以下に定義します。以下同じです。）、本子会社化取引（以下に定義します。）及び本再出資（以下に定義します。以下同じです。）に関する審議及び決議には参加しておりません。

本普通株式第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、新潟県中小企業再生支援協議会が関与する当社の私的整理手続において、当社が策定し、2022年1月26日に当社の取引金融機関（個別に又は総称して以下「本対象債権者」といいます。）に対して提示した当社の再生計画案（以下「本再生計画案」といいます。）が、2022年3月15日までに本対象債権者全員の同意により成立すること、2022年3月25日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における本普通株式第三者割当、本有価証券届出書に係る佐渡汽船株式会社第9回新株予約権（以下「本第9回新株予約権」といいます。）の発行（以下「本第9回新株予約権第三者割当」といいます。）、本A種種類株式第三者割当（以下に定義します。）及び本B種種類株式第三者割当（以下に定義します。以下同じです。）に関連する議案、下記（注）3に記載の発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更に係る議案、並びに下記（注）2に記載の本株式併合（以下に定義します。）及びそれに伴う普通株式に係る単元株式数の定め廃止並びに発行可能種類株式総数の減少に関する定款の一部変更に係る議案、本株式分割（以下に定義します。）後の普通株式に係る単元株式数の定めの新設並びに発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数の増加に係る議案（以下「本定時株主総会付議案」といいます。）の承認等、一定の補助金等が支給されることが合理的に見込まれていること、本B種種類株式第三者割当の実施が合理的に見込まれていること、並びに、新潟県、佐渡市、株式会社第四北越銀行（以下「第四北越銀行」といいます。）及び佐渡農業協同組合が払込み後も当社の株式を継続して保有する見込みがあることがみちのりホールディングス（以下に定義します。）が合理的に満足する方法で確認できること等（以下「本前提条件」といいます。）が全て満たされることを条件としています。なお、本定時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項及び第244条の2第5項の定める株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

< 後略 >

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	33,805,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は、100株となっております。

(注) 1. 本有価証券届出書に係る普通株式（以下「本普通株式」といいます。）の発行（以下「本普通株式第三者割当」といいます。）は、2022年2月7日開催の取締役会決議によります。なお、当社取締役の伊貝秀一氏は佐渡市副市長であり、特別利害関係人となるおそれがあるため、本第三者割当（以下に定義します。以下同じです。）、本子会社化取引（以下に定義します。）及び本再出資（以下に定義します。以下同じです。）に関する審議及び決議には参加しておりません。

本普通株式第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、新潟県中小企業再生支援協議会が関与する当社の私的整理手続において、当社が策定し、2022年1月26日に当社の取引金融機関（個別に又は総称して以下「本対象債権者」といいます。）に対して提示した当社の再生計画案（以下「本再生計画案」といいます。）が、2022年3月15日までに本対象債権者全員の同意により成立すること、2022年3月25日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における本普通株式第三者割当、本有価証券届出書に係る佐渡汽船株式会社第9回新株予約権（以下「本第9回新株予約権」といいます。）の発行（以下「本第9回新株予約権第三者割当」といいます。）、本A種種類株式第三者割当（以下に定義します。）及び本B種種類株式第三者割当（以下に定義します。以下同じです。）に関連する議案、下記(注)3に記載の発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更に係る議案、並びに下記(注)2に記載の本株式併合（以下に定義します。）及びそれに伴う普通株式に係る単元株式数の定め廃止並びに発行可能種類株式総数の減少に関する定款の一部変更に係る議案、本株式分割（以下に定義します。）後の普通株式に係る単元株式数の定めの新設並びに発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数の増加に係る議案（以下「本定時株主総会付議案」といいます。）の承認等、一定の補助金等が支給されることが合理的に見込まれていること、本B種種類株式第三者割当の実施が合理的に見込まれていること、並びに、新潟県、佐渡市、株式会社第四北越銀行（以下「第四北越銀行」といいます。）及び佐渡農業協同組合が払込み後も当社の株式を継続して保有する見込みがあることがみちのりホールディングス（以下に定義します。）が合理的に満足する方法で確認できること等（以下「本前提条件」といいます。）が全て満たされることを条件としています。なお、本再生計画案については、2022年3月15日、本対象債権者全ての同意により成立いたしました。本定時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項及び第244条の2第5項の定める株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

< 後略 >

5【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

（訂正前）

<前略>

（注）２．本第９回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、全ての本第９回新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。また、行使価額が調整された場合には、本第９回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。また、本第９回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本第９回新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。なお、本出資契約（みちのりホールディングス）（下記「第３ 第三者割当の場合の特記事項 １ 割当予定先の状況（２）割当予定先の選定理由 ア．本第三者割当に至る経緯及び目的（カ）みちのりホールディングスと締結する出資契約の概要」に定義します。以下同じです。）上、当社において本第９回新株予約権の行使に伴う払込みを受ける合理的な必要性が認められるとみちのりホールディングスが判断した場合には、みちのりホールディングスは、本第９回新株予約権を行使する旨を合意する予定です。

<後略>

（訂正後）

<前略>

（注）２．本第９回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、全ての本第９回新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。また、行使価額が調整された場合には、本第９回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。また、本第９回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本第９回新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。なお、本出資契約（みちのりホールディングス）（下記「第３ 第三者割当の場合の特記事項 １ 割当予定先の状況（２）割当予定先の選定理由 ア．本第三者割当に至る経緯及び目的（カ）みちのりホールディングスと締結する出資契約の概要」に定義します。以下同じです。）上、当社において本第９回新株予約権の行使に伴う払込みを受ける合理的な必要性が認められるとみちのりホールディングスが判断した場合には、みちのりホールディングスは、本第９回新株予約権を行使する旨を合意しています。

<後略>

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

(訂正前)

< 中略 >

(本第10回新株予約権無償割当に関する事項)

長きに亘り当社をご支援いただいております少数株主の皆様が、本子会社化取引後も、当社の株式を保有していただく機会を確保するため、本株式併合において交付される金銭を当社へ再出資することで本株式併合前の保有株数で当社の株式を保有できるよう、2022年5月9日を基準日として、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して、同年6月30日を効力発生日として、会社法第277条に規定される新株予約権無償割当の方法により、本第10回新株予約権を割り当てることを決議いたしました。なお、当社は、本出資契約（みちのりホールディングス）において、みちのりホールディングスが本第10回新株予約権無償割当により割当てを受ける本第10回新株予約権の全てを、割当日である2022年6月30日付で放棄する旨を合意する予定です。

< 中略 >

2. 本第10回新株予約権に係る手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(注) 5. 本出資契約（みちのりホールディングス）において、みちのりホールディングスは本第10回新株予約権無償割当により割当てを受ける本第10回新株予約権の全てを、割当日である2022年6月30日付で放棄する旨を合意する予定です。基準日の最終の普通株主名簿に記載又は記録された株主のうちみちのりホールディングスを除く株主が本第10回新株予約権を行使したと仮定した場合の調達額は509,887,380円であり、その場合の発行諸費用見込額8,784,600円を控除した差引手取概算額は501,102,780円となります。

< 後略 >

(訂正後)

< 中略 >

(本第10回新株予約権無償割当に関する事項)

長きに亘り当社をご支援いただいております少数株主の皆様が、本子会社化取引後も、当社の株式を保有していただく機会を確保するため、本株式併合において交付される金銭を当社へ再出資することで本株式併合前の保有株数で当社の株式を保有できるよう、2022年5月9日を基準日として、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して、同年6月30日を効力発生日として、会社法第277条に規定される新株予約権無償割当の方法により、本第10回新株予約権を割り当てることを決議いたしました。なお、当社は、本出資契約（みちのりホールディングス）において、みちのりホールディングスが本第10回新株予約権無償割当により割当てを受ける本第10回新株予約権の全てを、割当日である2022年6月30日付で放棄する旨を合意しています。

< 中略 >

2. 本第10回新株予約権に係る手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(注) 5. 本出資契約（みちのりホールディングス）において、みちのりホールディングスは本第10回新株予約権無償割当により割当てを受ける本第10回新株予約権の全てを、割当日である2022年6月30日付で放棄する旨を合意しています。基準日の最終の普通株主名簿に記載又は記録された株主のうちみちのりホールディングスを除く株主が本第10回新株予約権を行使したと仮定した場合の調達額は509,887,380円であり、その場合の発行諸費用見込額8,784,600円を控除した差引手取概算額は501,102,780円となります。

< 後略 >

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(2) 割当予定先の選定理由

ア．本第三者割当に至る経緯及び目的

(オ) 本対象債権者との協議について

(訂正前)

< 前略 >

その後、当社は本対象債権者との間で協議を重ね、本第三者割当の実施を内容とする本再生計画案を策定し、2022年1月26日の債権者会議において、本再生計画案の提示を行いました。当社の2021年11月30日時点の借入金残高は合計8,770,800千円であるところ、本再生計画案において、当社は、()本B種類株式第三者割当により調達した資金による第四北越銀行に対する既存借入金債務1,500,000千円の弁済、()本対象債権者に対する既存借入金5,830,800千円についての借換え又は条件変更による1年9か月間の元本返済の猶予及びその後15年間での分割返済とする金融支援（うち4,216,114千円についてはシンジケートローンの方法による借換え）、並びに()本対象債権者に対する既存借入金1,440,000千円（劣後ローン）についての返済条件の維持を要請しております。今後、本再生計画案について、本対象債権者に説明を尽くしてご理解をいただき、本対象債権者から本再生計画案に同意いただくことで、本再生計画案の成立を目指してまいります。

なお、本再生計画案は、本対象債権者全ての同意により成立するものであり、本第三者割当は、本再生計画案の成立を条件としています。

(訂正後)

< 前略 >

その後、当社は本対象債権者との間で協議を重ね、本第三者割当の実施を内容とする本再生計画案を策定し、2022年1月26日の債権者会議において、本再生計画案の提示を行いました。当社の2021年11月30日時点の借入金残高は合計8,770,800千円であるところ、本再生計画案において、当社は、()本B種類株式第三者割当により調達した資金による第四北越銀行に対する既存借入金債務1,500,000千円の弁済、()本対象債権者に対する既存借入金5,830,800千円についての借換え又は条件変更による1年9か月間の元本返済の猶予及びその後15年間での分割返済とする金融支援（うち4,216,114千円についてはシンジケートローンの方法による借換え）、並びに()本対象債権者に対する既存借入金1,440,000千円（劣後ローン）についての返済条件の維持を要請しております。

なお、本再生計画案は、本対象債権者全ての同意により成立するものであり、本第三者割当は、本再生計画案の成立を条件としているところ、2022年3月15日、本対象債権者全ての同意により本再生計画案が成立いたしました。

(カ) みちのりホールディングスと締結する出資契約の概要

(訂正前)

当社とみちのりホールディングスとの間では、2022年2月7日付で、みちのりホールディングス第三者割当及び本子会社化取引の実施に際して、出資契約（以下「本出資契約（みちのりホールディングス）」といいます。）を締結する予定であり、その概要は以下のとおりであります。

< 後略 >

(訂正後)

当社とみちのりホールディングスとの間では、2022年2月7日付で、みちのりホールディングス第三者割当及び本子会社化取引の実施に際して、出資契約（以下「本出資契約（みちのりホールディングス）」といいます。）を締結いたしました。その概要は以下のとおりであります。

< 後略 >

(キ) 第四北越銀行と締結する出資契約の概要

(訂正前)

当社と第四北越銀行との間では、2022年2月7日付で、本B種種類株式第三者割当の実施に際して、出資契約を締結する予定であり、その概要は以下のとおりであります。

< 後略 >

(訂正後)

当社と第四北越銀行との間では、2022年2月7日付で、本B種種類株式第三者割当の実施に際して、出資契約を締結いたしました。その概要は以下のとおりであります。

< 後略 >

(ク) 本第三者割当及び本子会社化取引に関する留意事項

(訂正前)

上記のとおり、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると認識せざるを得ない状況となっており、本再生計画案が成立しない場合若しくは上記の予定どおりに進行しない場合、本定時株主総会で本第三者割当及び本子会社化取引に係る議案のご承認がいただけない場合、又は、みちのりホールディングスと締結する予定の本出資契約（みちのりホールディングス）に定めるみちのりホールディングス第三者割当及び本子会社化取引の実施の前提条件が充足されない場合に、みちのりホールディングスからのスポンサー支援及び第四北越銀行による本B種種類株式の引受けの実施の合意等をいただけないときには、当社の事業の継続は極めて困難になる可能性があります。

(訂正後)

上記のとおり、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると認識せざるを得ない状況となっており、本再生計画案が成立しない場合若しくは上記の予定どおりに進行しない場合、本定時株主総会で本第三者割当及び本子会社化取引に係る議案のご承認がいただけない場合、又は、みちのりホールディングスと締結する予定の本出資契約（みちのりホールディングス）に定めるみちのりホールディングス第三者割当及び本子会社化取引の実施の前提条件が充足されない場合に、みちのりホールディングスからのスポンサー支援及び第四北越銀行による本B種種類株式の引受けの実施の合意等をいただけないときには、当社の事業の継続は極めて困難になる可能性があります。なお、みちのりホールディングス第三者割当及び本子会社化取引は、本再生計画案の成立を条件の一つとしているところ、2022年3月15日、本対象債権者全ての同意により本再生計画案が成立いたしました。

イ. 本第三者割当を選択した理由

(訂正前)

< 前略 >

なお、当社と新潟県、佐渡市、上越市、みちのりホールディングスは、佐渡航路の維持・発展のために、連携協定を結ぶことを予定しているとともに、上越市からは追加の支援が予定されていたところ、佐渡市の小木港及び上越市の直江津港を結ぶ定期旅客航路を維持確保するための、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により運賃収入の減少が認められる当社の定期運航に対する支援としての「小木直江津航路維持確保支援金」について金額（213,246千円）の確定の通知を受けました。

< 中略 >

なお、本第9回新株予約権は、本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後に行使がなされることを想定し、行使期間の始期を本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了が見込まれている2022年7月1日に設定しているとともに、本出資契約（みちのりホールディングス）上、当社において本第9回新株予約権の行使に伴う払込みを受ける合理的な必要性が認められるとみちのりホールディングスが判断した場合には、みちのりホールディングスは、本第9回新株予約権を行使する旨合意する予定です。

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

なお、当社と新潟県、佐渡市、上越市、みちのりホールディングスは、佐渡航路の維持・発展のために、連携協定を結ぶことを予定しているとともに、上越市からは追加の支援が予定されていたところ、佐渡市の小木港及び上越市の直江津港を結ぶ定期旅客航路を維持確保するための、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により運賃収入の減少が認められる当社の定期運航に対する支援としての「小木直江津航路維持確保支援金」について金額（213,246千円）の確定の通知を2022年2月21日付で受け、当該支援金を2022年3月11日に受領いたしました。

< 中略 >

なお、本第9回新株予約権は、本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後に行使がなされることを想定し、行使期間の始期を本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了が見込まれている2022年7月1日に設定しているとともに、本出資契約（みちのりホールディングス）上、当社において本第9回新株予約権の行使に伴う払込みを受ける合理的な必要性が認められるとみちのりホールディングスが判断した場合には、みちのりホールディングスは、本第9回新株予約権を行使する旨合意しています。

< 後略 >

(7) 特定引受人に関する事項

（訂正前）

< 前略 >

なお、本第9回新株予約権は、本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後に行使がなされることを想定し、行使期間の始期を本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了が見込まれている2022年7月1日に設定しているとともに、本出資契約（みちのりホールディングス）上、当社において本第9回新株予約権の行使に伴う払込みを受ける合理的な必要性が認められるとみちのりホールディングスが判断した場合には、みちのりホールディングスは、本第9回新株予約権を行使する旨を合意する予定であるところ、みちのりホールディングスが本普通株式、本A種種類株式及び本第9回新株予約権を全て引受け、かつ行使及び転換した場合の当社の総議決権数の、本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後の当社の総議決権に対する割合は147.75%となります。

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

なお、本第9回新株予約権は、本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後に行使がなされることを想定し、行使期間の始期を本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了が見込まれている2022年7月1日に設定しているとともに、本出資契約（みちのりホールディングス）上、当社において本第9回新株予約権の行使に伴う払込みを受ける合理的な必要性が認められるとみちのりホールディングスが判断した場合には、みちのりホールディングスは、本第9回新株予約権を行使する旨を合意しているところ、みちのりホールディングスが本普通株式、本A種種類株式及び本第9回新株予約権を全て引受け、かつ行使及び転換した場合の当社の総議決権数の、本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後の当社の総議決権に対する割合は147.75%となります。

< 後略 >

3【発行条件に関する事項】

(b) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

(訂正前)

<前略>

なお、本第9回新株予約権は、本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後に行使がなされることを想定し、行使期間の始期を本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了が見込まれている2022年7月1日に設定しているとともに、本出資契約(みちのりホールディングス)上、当社において本第9回新株予約権の行使に伴う払込みを受ける合理的な必要性が認められるとみちのりホールディングスが判断した場合には、みちのりホールディングスは、本第9回新株予約権を行使する旨合意する予定であるところ、みちのりホールディングス第三者割当による普通株式に係る潜在株式数を含む発行株式数75,000,000株(議決権数は750,000個)の、本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後の当社の発行済株式総数50,760,000株に対する比率は147.75%(本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後の当社議決権総数507,600個に対する比率は147.75%)となります。

このように本第三者割当により極めて大規模な希薄化が生じることが見込まれます。他方、上記のとおり、当社は、2021年12月期第3四半期連結累計期間末で2,299,571千円の債務超過となっており、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円を同年4月以降に約定通りに弁済すること及び同年4月以降の資金繰りを維持することが困難となっている状況にあるところ、本第三者割当の発行規模は、当社が、そのような状況において、安全で安定した運航を実現するために必要な設備やサービスを維持しつつも、当面の事業継続に最低限必要と見込まれるキャッシュ・フローを確保することに加えて、大幅な債務超過額を可及的に圧縮し財務基盤の回復を図るために必要最低限の規模に設定されていること(なお、当社は、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円については、「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載のとおり、()そのうち15億円については本B種種類株式第三者割当による手取金を第四北越銀行に対する既存借入金の弁済に充てる他、()5,830,800千円については、借換え又は条件変更による2023年12月末までの元本返済猶予及びその後15年間の分割返済へ変更する内容の金融支援、()劣後ローン1,440,000千円については返済条件の維持を内容とする金融支援を受ける予定であり、金融支援後の条件に従い返済することを想定しております。)、本第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられること、本普通株式、本A種種類株式、本第9回新株予約権及び本B種種類株式の払込金額その他の発行条件についても、当社をとりまく厳しい財務状況並びに取引金融機関の意見や、大株主である地方自治体との間で継続的に実施した協議も踏まえつつ、大幅な債務超過に陥っている財務状況を考慮の上で、本普通株式価値算定書で示されたDCF法による算定結果(0円から21円)を参照しながら、みちのりホールディングスとの協議及び交渉を重ねた結果、決定された当社にとって現時点で最善の条件であり、本普通株式価値算定書、本A種種類株式価値算定書、本第9回新株予約権価値算定書及び本B種種類株式の価値算定書(以下「本B種種類株式価値算定書」といいます)で示された算定結果に照らしても公正性及び妥当性が認められると判断できること、

本A種種類株式に与えられた普通株式を対価とする取得請求権は発行要項上はいつでも行使することができることとされているものの、当社は、みちのりホールディングスから、当面の間、本A種種類株式に係る普通株式を対価とする取得請求権を行使しない旨の意向を口頭で確認しており、本第三者割当により直ちに全ての希薄化が生じるものではないこと、実際には、本普通株式、本A種種類株式、本第9回新株予約権及び本B種種類株式が発行された場合においても、本普通株式以外は議決権がないため、本第三者割当発行の時点では、現在の普通株式の保有者の有する議決権についての即時の希薄化は一定程度抑制されていることといった事情を踏まえれば、本第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

なお、本第9回新株予約権は、本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後に行使がなされることを想定し、行使期間の始期を本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了が見込まれている2022年7月1日に設定しているとともに、本出資契約（みちのりホールディングス）上、当社において本第9回新株予約権の行使に伴う払込みを受ける合理的な必要性が認められるとみちのりホールディングスが判断した場合には、みちのりホールディングスは、本第9回新株予約権を行使する旨合意しているところ、みちのりホールディングス第三者割当による普通株式に係る潜在株式数を含む発行株式数75,000,000株（議決権数は750,000個）の、本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後の当社の発行済株式総数50,760,000株に対する比率は147.75%（本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後の当社議決権総数507,600個に対する比率は147.75%）となります。

このように本第三者割当により極めて大規模な希薄化が生じることが見込まれます。他方、上記のとおり、当社は、2021年12月期第3四半期連結累計期間末で2,299,571千円の債務超過となっており、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円を同年4月以降に約定通りに弁済すること及び同年4月以降の資金繰りを維持することが困難となっている状況にあるところ、本第三者割当の発行規模は、当社が、そのような状況において、安全で安定した運航を実現するために必要な設備やサービスを維持しつつも、当面の事業継続に最低限必要と見込まれるキャッシュ・フローを確保することに加えて、大幅な債務超過額を可及的に圧縮し財務基盤の回復を図るために必要最低限の規模に設定されていること（なお、当社は、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円については、「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載のとおり、（ ）そのうち15億円については本B種種類株式第三者割当による手取金を第四北越銀行に対する既存借入金の弁済に充てる他、（ ）5,830,800千円については、借換え又は条件変更による2023年12月末までの元本返済猶予及びその後15年間の分割返済へ変更する内容の金融支援、（ ）劣後ローン1,440,000千円については返済条件の維持を内容とする金融支援を受けることを内容とする本再生計画案が、2022年3月15日、本対象債権者全ての同意により成立しており、本再生計画案に定められた条件に従い返済することを想定しております。）、本第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられること、本普通株式、本A種種類株式、本第9回新株予約権及び本B種種類株式の払込金額その他の発行条件についても、当社をとりまく厳しい財務状況並びに取引金融機関の意見や、大株主である地方自治体との間で継続的に実施した協議も踏まえつつ、大幅な債務超過に陥っている財務状況を考慮の上で、本普通株式価値算定書で示されたDCF法による算定結果（0円から21円）を参照しながら、みちのりホールディングスとの協議及び交渉を重ねた結果、決定された当社にとって現時点で最善の条件であり、本普通株式価値算定書、本A種種類株式価値算定書、本第9回新株予約権価値算定書及び本B種種類株式の価値算定書（以下「本B種種類株式価値算定書」といいます）で示された算定結果に照らしても公正性及び妥当性が認められると判断できること、本A種種類株式に与えられた普通株式を対価とする取得請求権は発行要項上はいつでも行使することができることとされているものの、当社は、みちのりホールディングスから、当面の間、本A種種類株式に係る普通株式を対価とする取得請求権を行使しない旨の意向を口頭で確認しており、本第三者割当により直ちに全ての希薄化が生じるものではないこと、実際には、本普通株式、本A種種類株式、本第9回新株予約権及び本B種種類株式が発行された場合においても、本普通株式以外は議決権がないため、本第三者割当発行の時点では、現在の普通株式の保有者の有する議決権についての即時の希薄化は一定程度抑制されていることといった事情を踏まえれば、本第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。

<後略>

5【第三者割当後の大株主の状況】

- (3) 本株式分割並びに本第9回新株予約権及び本第10回新株予約権の行使による普通株式の発行後
普通株式
(訂正前)

<前略>

- (注)3. 「各新株予約権行使後の所有株式数」は、本出資契約（みちのりホールディングス）において、みちのりホールディングスが本第10回新株予約権無償割当により割当てを受ける本第10回新株予約権の全てを、割当日である2022年6月30日付で放棄する旨合意する予定であることに鑑み、本子会社化取引及び本株式分割後の各株主の保有する当社普通株式の数に、本第9回新株予約権の全て及び本第10回新株予約権のうちみちのりホールディングスに割り当てられる33,805,000個を除いた31,996,246個の行使により発行される普通株式を加算した数を記載しております。また、「各新株予約権行使後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「各新株予約権行使後の所有株式数」に係る議決権の数を、本子会社化取引及び本株式分割後の各株主の保有する当社普通株式に係る総議決権数507,600個に本第9回新株予約権の全て及び本第10回新株予約権のうちみちのりホールディングスに割り当てられる33,805,000個を除いた31,996,246個の行使により発行される普通株式に係る議決権の数319,962個を加えた数で除した数値です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

- (注)3. 「各新株予約権行使後の所有株式数」は、本出資契約（みちのりホールディングス）において、みちのりホールディングスが本第10回新株予約権無償割当により割当てを受ける本第10回新株予約権の全てを、割当日である2022年6月30日付で放棄する旨合意していることに鑑み、本子会社化取引及び本株式分割後の各株主の保有する当社普通株式の数に、本第9回新株予約権の全て及び本第10回新株予約権のうちみちのりホールディングスに割り当てられる33,805,000個を除いた31,996,246個の行使により発行される普通株式を加算した数を記載しております。また、「各新株予約権行使後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「各新株予約権行使後の所有株式数」に係る議決権の数を、本子会社化取引及び本株式分割後の各株主の保有する当社普通株式に係る総議決権数507,600個に本第9回新株予約権の全て及び本第10回新株予約権のうちみちのりホールディングスに割り当てられる33,805,000個を除いた31,996,246個の行使により発行される普通株式に係る議決権の数319,962個を加えた数で除した数値です。

<後略>

(4) 本株式分割並びに本第9回新株予約権及び本第10回新株予約権の行使による普通株式の発行後かつ本A種種類株式の全てにつき当社普通株式を対価とする取得請求権が行使された後

普通株式

(訂正前)

<前略>

(注)3. 「本A種種類株式転換後の所有株式数」は、本出資契約(みちのりホールディングス)において、みちのりホールディングスが本第10回新株予約権無償割当により割当てを受ける本第10回新株予約権の全てを、割当日である2022年6月30日付で放棄する旨合意する予定であることに鑑み、本子会社化取引及び本株式分割後の各株主の保有する当社普通株式の数に、本第9回新株予約権の全て及び本第10回新株予約権のうちみちのりホールディングスに割り当てられる33,805,000個を除いた31,996,246個の行使、並びに本A種種類株式の全てにつき当社普通株式を対価とする取得請求権の行使により発行される普通株式26,195,000株を加算した数を記載しております。また、「本A種種類株式転換後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「本A種種類株式転換後の所有株式数」に係る議決権の数を、本子会社化取引及び本株式分割後の各株主の保有する当社普通株式に係る総議決権数507,600個に本第9回新株予約権の全て及び本第10回新株予約権のうちみちのりホールディングスに割り当てられる33,805,000個を除いた31,996,246個の行使により発行される普通株式に係る議決権の数319,962個、並びに本A種種類株式の全てにつき当社普通株式を対価とする取得請求権の行使により発行される普通株式に係る議決権の数261,950個を加えた数で除した数値です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(注)3. 「本A種種類株式転換後の所有株式数」は、本出資契約(みちのりホールディングス)において、みちのりホールディングスが本第10回新株予約権無償割当により割当てを受ける本第10回新株予約権の全てを、割当日である2022年6月30日付で放棄する旨合意していることに鑑み、本子会社化取引及び本株式分割後の各株主の保有する当社普通株式の数に、本第9回新株予約権の全て及び本第10回新株予約権のうちみちのりホールディングスに割り当てられる33,805,000個を除いた31,996,246個の行使、並びに本A種種類株式の全てにつき当社普通株式を対価とする取得請求権の行使により発行される普通株式26,195,000株を加算した数を記載しております。また、「本A種種類株式転換後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「本A種種類株式転換後の所有株式数」に係る議決権の数を、本子会社化取引及び本株式分割後の各株主の保有する当社普通株式に係る総議決権数507,600個に本第9回新株予約権の全て及び本第10回新株予約権のうちみちのりホールディングスに割り当てられる33,805,000個を除いた31,996,246個の行使により発行される普通株式に係る議決権の数319,962個、並びに本A種種類株式の全てにつき当社普通株式を対価とする取得請求権の行使により発行される普通株式に係る議決権の数261,950個を加えた数で除した数値です。

<後略>

6【大規模な第三者割当の必要性】

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

(訂正前)

<前略>

なお、本第9回新株予約権は、本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後に行使がなされることを想定し、行使期間の始期を本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了が見込まれている2022年7月1日に設定しているとともに、本出資契約（みちのりホールディングス）上、当社において本第9回新株予約権の行使に伴う払込みを受ける合理的な必要性が認められるとみちのりホールディングスが判断した場合には、みちのりホールディングスは、本第9回新株予約権を行使する旨を合意する予定であるところ、みちのりホールディングス第三者割当による普通株式に係る潜在株式数を含む発行株式数75,000,000株（議決権数は750,000個）の、本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後の当社の発行済株式総数50,760,000株に対する比率は147.75%（本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後の当社議決権総数507,600個に対する比率は147.75%）となります。

他方、上記のとおり、当社は、2021年12月期第3四半期連結累計期間末で2,299,571千円の債務超過となっており、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円を同年4月以降に約定通りに弁済すること及び同年4月以降の資金繰りを維持することが困難となっている状況にあるところ、本第三者割当の発行規模は、当社が、そのような状況において、安全で安定した運営を実現するために必要な設備やサービスを維持しつつも、当面の事業継続に最低限必要と見込まれるキャッシュ・フローを確保することに加えて、大幅な債務超過額を可及的に圧縮し財務基盤の回復を図るために必要最低限の規模に設定されていること（なお、当社は、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円については、「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載のとおり、（ ）そのうち15億円については本B種種類株式第三者割当による手取金を第四北越銀行に対する既存借入金の弁済に充てる他、（ ）5,830,800千円については、借換え又は条件変更による2023年12月末までの元本返済猶予及びその後15年間の分割返済への金融支援、（ ）劣後ローン1,440,000千円については返済条件の維持を内容とする金融支援を受ける予定であり、金融支援実施後の条件に従い返済することを想定しております。）、本第三者割当は、上記「1 割当予定先の状況(2) 割当予定先の選定理由 イ. 本第三者割当を選択した理由」に記載のとおり、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられること、本普通株式、本A種種類株式、本第9回新株予約権及び本B種種類株式の払込金額その他の発行条件についても、当社をとりまく厳しい財務状況並びに取引金融機関の意見や、大株主である地方自治体との間で継続的に実施した協議も踏まえつつ、大幅な債務超過に陥っている財務状況を考慮の上で、本普通株式価値算定書で示されたDCF法による算定結果（0円から21円）を参照しながら、みちのりホールディングスとの協議及び交渉を重ねた結果、決定された当社にとって現時点で最善の条件であり、本普通株式価値算定書、本A種種類株式価値算定書、本第9回新株予約権価値算定書及び本B種種類株式価値算定書で示された算定結果に照らしても公正性及び妥当性が認められると判断できること、本A種種類株式に与えられた普通株式を対価とする取得請求権は発行要項上はいつでも行使することができることとされているものの、当社は、みちのりホールディングスから、当面の間、本A種種類株式に係る普通株式を対価とする取得請求権を行使しない旨の意向を口頭で確認しており、本第三者割当により直ちに全ての希薄化が生じるものではないこと、実際には、本普通株式、本A種種類株式、本第9回新株予約権及び本B種種類株式が発行された場合においても、本普通株式以外は議決権がないため、本第三者割当発行の時点では、現在の普通株式の保有者の有する議決権についての即時の希薄化は一定程度抑制されていることといった事情を踏まえれば、本第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。

(訂正後)

<前略>

なお、本第9回新株予約権は、本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後に行使がなされることを想定し、行使期間の始期を本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了が見込まれている2022年7月1日に設定しているとともに、本出資契約（みちのりホールディングス）上、当社において本第9回新株予約権の行使に伴う払込みを受ける合理的な必要性が認められるとみちのりホールディングスが判断した場合には、みちのりホールディングスは、本第9回新株予約権を行使する旨を合意しているところ、みちのりホールディングス第三者割当による普通株式に係る潜在株式数を含む発行株式数75,000,000株（議決権数は750,000個）の、本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後の当社の発行済株式総数50,760,000株に対する比率は147.75%（本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後の当社議決権総数507,600個に対する比率は147.75%）となります。

他方、上記のとおり、当社は、2021年12月期第3四半期連結累計期間末で2,299,571千円の債務超過となっており、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円を同年4月以降に約定通りに弁済すること及び同年4月以降の資金繰りを維持することが困難となっている状況にあるところ、本第三者割当の発行規模は、当社が、そのような状況において、安全で安定した運航を実現するために必要な設備やサービスを維持しつつも、当面の事業継続に最低限必要と見込まれるキャッシュ・フローを確保することに加えて、大幅な債務超過額を可及的に圧縮し財務基盤の回復を図るために必要最低限の規模に設定されていること（なお、当社は、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円については、「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載のとおり、（ ）そのうち15億円については本B種種類株式第三者割当による手取金を第四北越銀行に対する既存借入金の弁済に充てる他、（ ）5,830,800千円については、借換え又は条件変更による2023年12月末までの元本返済猶予及びその後15年間の分割返済への金融支援、（ ）劣後ローン1,440,000千円については返済条件の維持を内容とする金融支援を受けることを内容とする本再生計画案が、2022年3月15日、本対象債権者全ての同意により成立しており、本再生計画案に定められた条件に従い返済することを想定しております。）、本第三者割当は、上記「1 割当予定先の状況（2）割当予定先の選定理由 イ．本第三者割当を選択した理由」に記載のとおり、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられること、本普通株式、本A種種類株式、本第9回新株予約権及び本B種種類株式の払込金額その他の発行条件についても、当社をとりまく厳しい財務状況並びに取引金融機関の意見や、大株主である地方自治体との間で継続的に実施した協議も踏まえつつ、大幅な債務超過に陥っている財務状況を考慮の上で、本普通株式価値算定書で示されたDCF法による算定結果（0円から21円）を参照しながら、みちのりホールディングスとの協議及び交渉を重ねた結果、決定された当社にとって現時点で最善の条件であり、本普通株式価値算定書、本A種種類株式価値算定書、本第9回新株予約権価値算定書及び本B種種類株式価値算定書で示された算定結果に照らしても公正性及び妥当性が認められると判断できること、本A種種類株式に与えられた普通株式を対価とする取得請求権は発行要項上はいつでも行使することができることとされているものの、当社は、みちのりホールディングスから、当面の間、本A種種類株式に係る普通株式を対価とする取得請求権を行使しない旨の意向を口頭で確認しており、本第三者割当により直ちに全ての希薄化が生じるものではないこと、実際には、本普通株式、本A種種類株式、本第9回新株予約権及び本B種種類株式が発行された場合においても、本普通株式以外は議決権がないため、本第三者割当発行の時点では、現在の普通株式の保有者の有する議決権についての即時の希薄化は一定程度抑制されていることといった事情を踏まえれば、本第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。

第三部【追完情報】

1 資本金の増減について

（訂正前）

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第159期事業年度）に記載された資本金について、当該有価証券報告書提出後（2021年3月25日提出）、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年2月25日）までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

< 後略 >

（訂正後）

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第159期事業年度）に記載された資本金について、当該有価証券報告書提出後（2021年3月25日提出）、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年3月15日）までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

< 後略 >

2 事業等のリスクについて

（訂正前）

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第159期事業年度）及び四半期報告書（第160期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年2月25日）までの間において追加がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」の追加を記載したものであり、当該追加箇所は下線で示しております。

なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年2月25日）現在においても変更の必要はなく、また新たに記載する将来に関する事項もないと判断しております。また、有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

【事業等のリスク】

（金融・財務リスク）

(2) 第三者割当増資及び新潟県中小企業再生支援協議会が関与する当社の私的整理手続等に関するリスク

株式会社みちのりホールディングスに対する普通株式（以下「本普通株式」といいます。）、佐渡汽船株式会社A種種類株式（以下「本A種種類株式」といいます。）及び佐渡汽船株式会社第9回新株予約権（以下「本第9回新株予約権」といいます。）の発行、並びに、第四北越銀行に対する佐渡汽船株式会社B種種類株式（以下「本B種種類株式」といいます。）の発行（以下、総称して「本第三者割当」といいます。）に係る払込みは、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、新潟県中小企業再生支援協議会が関与する当社の私的整理手続において、当社が策定し、2022年1月26日に当社の取引金融機関（個別に又は総称して以下「本対象債権者」といいます。）に対して提示した当社の再生計画案（以下「本再生計画案」といいます。）が、2022年3月15日までに本対象債権者全員の同意により成立すること、並びに2022年3月25日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における本第三者割当に関連する議案、発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更に係る議案、並びに当社普通株式270,000株を1株に併合する株式併合及びそれに伴う普通株式に係る単元株式数の定め廃止並びに発行可能種類株式総数の減少に関する定款の一部変更に係る議案、当社普通株式1株を270,000株に分割する株式分割後の普通株式に係る単元株式数の定めの新設並びに発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数の増加に係る議案の承認等、一定の補助金等が支給されることが合理的に見込まれていること、並びに、新潟県、佐渡市、第四北越銀行及び佐渡農業協同組合が払込み後も当社の株式を継続して保有する見込みがあることがみちのりホールディングスが合理的に満足する方法で確認できること等（以下「本前提条件」といいます。）が全て満たされることを条件としています。仮に、上記の払込みに係る本前提条件を充足しないこと等により本第三者割当が行われない場合、大幅な債務超過が継続し、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円について、同年4月以降、約定通りに弁済することが困難になるだけでなく、2022年4月以降の資金繰りを維持することも困難となり、早期の財務体質の改善を実現することができず、金融機関から弁済を求められる等して資金繰りが悪化すること、当社の取引先に対する信用が悪化することなどにより、当社の財政状態、経営成績に悪影響を及ぼす恐れがあります。

< 後略 >

（訂正後）

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第159期事業年度）及び四半期報告書（第160期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年3月15日）までの間において追加がありました。以下の内容は、当該「事業等のリスク」の追加を記載したものであり、当該追加箇所は下線で示しております。

なお、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年3月15日）現在においても変更の必要はなく、また新たに記載する将来に関する事項もないと判断しております。また、有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

〔事業等のリスク〕

（金融・財務リスク）

（2）第三者割当増資及び新潟県中小企業再生支援協議会が関与する当社の私的整理手続等に関するリスク

株式会社みちのりホールディングスに対する普通株式（以下「本普通株式」といいます。）、佐渡汽船株式会社A種種類株式（以下「本A種種類株式」といいます。）及び佐渡汽船株式会社第9回新株予約権（以下「本第9回新株予約権」といいます。）の発行、並びに、第四北越銀行に対する佐渡汽船株式会社B種種類株式（以下「本B種種類株式」といいます。）の発行（以下、総称して「本第三者割当」といいます。）に係る払込みは、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、新潟県中小企業再生支援協議会が関与する当社の私的整理手続において、当社が策定し、2022年1月26日に当社の取引金融機関（個別に又は総称して以下「本対象債権者」といいます。）に対して提示した当社の再生計画案（以下「本再生計画案」といいます。）が、2022年3月15日までに本対象債権者全員の同意により成立すること、並びに2022年3月25日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における本第三者割当に関連する議案、発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更に係る議案、並びに当社普通株式270,000株を1株に併合する株式併合及びそれに伴う普通株式に係る単元株式数の定め廃止並びに発行可能種類株式総数の減少に関する定款の一部変更に係る議案、当社普通株式1株を270,000株に分割する株式分割後の普通株式に係る単元株式数の定めの新設並びに発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数の増加に係る議案の承認等、一定の補助金等が支給されることが合理的に見込まれていること、並びに、新潟県、佐渡市、第四北越銀行及び佐渡農業協同組合が払込み後も当社の株式を継続して保有する見込みがあることがみちのりホールディングスが合理的に満足する方法で確認できること等（以下「本前提条件」といいます。）が全て満たされることを条件としています。仮に、上記の払込みに係る本前提条件を充足しないこと等により本第三者割当が行われない場合、大幅な債務超過が継続し、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円について、同年4月以降、約定通りに弁済することが困難になるだけでなく、2022年4月以降の資金繰りを維持することも困難となり、早期の財務体質の改善を実現することができず、金融機関から弁済を求められる等して資金繰りが悪化すること、当社の取引先に対する信用が悪化することなどにより、当社の財政状態、経営成績に悪影響を及ぼす恐れがあります。なお、本再生計画案については、2022年3月15日、本対象債権者全て~~の~~の同意により成立いたしました。

< 後略 >

3 臨時報告書の提出について

（訂正前）

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第159期）の提出日（2021年3月25日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年2月25日）までの間において、次の臨時報告書及び臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出しております。

< 中略 >

（2022年2月25日提出の臨時報告書）

< 後略 >

(訂正後)

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第159期）の提出日（2021年3月25日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2022年3月15日）までの間において、次の臨時報告書及び臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出しております。

< 中略 >

(2022年2月25日提出の臨時報告書)

< 中略 >

(2022年3月15日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 当該事象の発生年月日

2022年3月15日

2. 当該事象の内容

当社の取締役及び監査役、子会社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして発行した新株予約権について、当社と各新株予約権者が締結している「新株予約権割当契約書」の規定に基づき放棄の申し出がなされたことから、同新株予約権はすべて消滅いたしました。これにより、新株予約権戻入益12,194千円を特別利益に計上いたします。

なお、消滅した新株予約権の概要は以下のとおりであります。

新株予約権の名称	佐渡汽船株式会社 第1回新株予約権	佐渡汽船株式会社 第2回新株予約権	佐渡汽船株式会社 第3回新株予約権	佐渡汽船株式会社 第4回新株予約権
取締役会決議日	2010年3月26日	2011年3月25日	2012年3月28日	2013年3月27日
新株予約権の付与対象者	当社取締役 当社監査役 子会社取締役	当社取締役 当社監査役 子会社取締役	当社取締役 当社監査役 子会社取締役	当社取締役 当社監査役 子会社取締役
発行した新株予約権の個数	626個（62,600株）	640個（64,000株）	469個（46,900株）	749個（74,900株）
新株予約権の権利行使価格	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 2010年4月13日 至 2040年4月12日	自 2011年4月12日 至 2041年4月11日	自 2012年4月14日 至 2042年4月13日	自 2013年4月13日 至 2043年4月12日
残存する新株予約権の個数	37個（3,700株）	38個（3,800株）	34個（3,400株）	111個（11,100株）
消滅する新株予約権の個数	37個（3,700株）	38個（3,800株）	34個（3,400株）	111個（11,100株）
消滅する新株予約権の額	925千円	896千円	924千円	2,652千円

新株予約権の名称	佐渡汽船株式会社 第5回新株予約権	佐渡汽船株式会社 第6回新株予約権	佐渡汽船株式会社 第8回新株予約権
取締役会決議日	2014年3月27日	2015年3月26日	2019年3月27日
新株予約権の付与対象者	当社取締役 当社監査役 子会社取締役	当社取締役 当社監査役 子会社取締役	当社取締役 当社監査役
発行した新株予約権の個数	492個（49,200株）	285個（28,500株）	178個（17,800株）
新株予約権の権利行使価格	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 2014年4月12日 至 2044年4月11日	自 2015年4月11日 至 2045年4月10日	自 2019年4月12日 至 2049年4月11日

残存する新株予約権の個数	98個（9,800株）	57個（5,700株）	108個（10,800株）
消滅する新株予約権の個数	98個（9,800株）	57個（5,700株）	108個（10,800株）
消滅する新株予約権の額	2,469千円	1,647千円	2,678千円

3. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2022年12月期において、個別・連結ともに新株予約権戻入益12,194千円を特別利益に計上いたします。

（2022年3月15日提出の臨時報告書の訂正報告書）

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

当社は、2022年2月7日開催の当社取締役会において、株式会社第四北越銀行（以下「第四北越銀行」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による佐渡汽船株式会社B種種類株式（以下「本B種種類株式」といいます。）の発行（以下「本B種種類株式第三者割当」といいます。）を行うことを決議し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、2022年2月7日付で臨時報告書を提出しておりますが、2022年3月15日、新潟県中小企業再生支援協議会が関与する当社の私的整理手続において、当社が策定し、2022年1月26日に当社の取引金融機関（個別に又は総称して以下「本対象債権者」といいます。）に対して提示した当社の再生計画案が本対象債権者全員の同意により成立したことに伴い、これに関する事項その他の記載事項の一部を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項により準用される同法第7条第1項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

(11) 第三者割当の場合の特記事項

a. 割当予定先の状況

(b) 割当予定先の選定理由

ア. 本第三者割当に至る経緯及び目的

（オ）本対象債権者との協議について

（カ）第四北越銀行と締結する出資契約の概要

イ. 本第三者割当を選択した理由

c. 発行条件に関する事項

(b) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

f. 大規模な第三者割当の必要性

(b) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

g. 株式併合等の予定の有無及び内容

(b) 株式併合の要旨

株式併合の日程

(12) その他の事項

c. 本第10回新株予約権無償割当に関する事項1. 当該事象の発生年月日

3 訂正内容

訂正箇所は を付して表示しております。

(11) 第三者割当の場合の特記事項

a. 割当予定先の状況

(b) 割当予定先の選定理由

ア. 本第三者割当に至る経緯及び目的

（オ）本対象債権者との協議について

（訂正前）

<前略>

その後、当社は本対象債権者との間で協議を重ね、本第三者割当の実施を内容とする本再生計画案を策定し、2022年1月26日の債権者会議において、本再生計画案の提示を行いました。当社の2021年11月30日時点の借入金残高は合計8,770,800千円であるところ、本再生計画案において、当社は、（ ）本B種種類株式第三者割当により調達した資金による第四北越銀行に対する既存借入金債務1,500,000千円の弁済、（ ）本対象債権者に対する既存借入金5,830,800千円についての借換え又は条件変更による1年9か月間の元本返済の猶予及びその後

15年間での分割返済とする金融支援（うち4,216,114千円についてはシンジケートローンの方法による借換え）、並びに（ ）本対象債権者に対する既存借入金1,440,000千円（劣後ローン）についての返済条件の維持を要請しております。今後、本再生計画案について、本対象債権者に説明を尽くしてご理解をいただき、本対象債権者から本再生計画案に同意いただくことで、本再生計画案の成立を目指してまいります。

なお、本再生計画案は、本対象債権者全ての同意により成立するものであり、本第三者割当は、本再生計画案の成立を条件としています。

（訂正後）

<前略>

その後、当社は本対象債権者との間で協議を重ね、本第三者割当の実施を内容とする本再生計画案を策定し、2022年1月26日の債権者会議において、本再生計画案の提示を行いました。当社の2021年11月30日時点の借入金残高は合計8,770,800千円であるところ、本再生計画案において、当社は、（ ）本B種種類株式第三者割当により調達した資金による第四北越銀行に対する既存借入金債務1,500,000千円の弁済、（ ）本対象債権者に対する既存借入金5,830,800千円についての借換え又は条件変更による1年9か月間の元本返済の猶予及びその後15年間での分割返済とする金融支援（うち4,216,114千円についてはシンジケートローンの方法による借換え）、並びに（ ）本対象債権者に対する既存借入金1,440,000千円（劣後ローン）についての返済条件の維持を要請しております。

なお、本再生計画案は、本対象債権者全ての同意により成立するものであり、本第三者割当は、本再生計画案の成立を条件としているところ、2022年3月15日、本対象債権者全ての同意により本再生計画案が成立いたしました。

（カ）第四北越銀行と締結する出資契約の概要

（訂正前）

当社と第四北越銀行との間では、2022年2月7日付で、本B種種類株式第三者割当の実施に際して、出資契約を締結する予定であり、その概要は以下のとおりであります。

<後略>

（訂正後）

当社と第四北越銀行との間では、2022年2月7日付で、本B種種類株式第三者割当の実施に際して、出資契約を締結いたしました。その概要は以下のとおりであります。

<後略>

イ. 本第三者割当を選択した理由

（訂正前）

<前略>

なお、当社と新潟県、佐渡市、上越市、みちのりホールディングスは、佐渡航路の維持・発展のために、連携協定を結ぶことを予定しているとともに、上越市からは今後の追加の支援が予定されており、上記三自治体からは、みちのりホールディングスによる出資後も、より強固な関係を築きたいとの意向を示していただいております。

（訂正後）

<前略>

なお、当社と新潟県、佐渡市、上越市、みちのりホールディングスは、佐渡航路の維持・発展のために、連携協定を結ぶことを予定しているとともに、上越市からは追加の支援が予定されていたところ、佐渡市の小木港及び上越市の直江津港を結ぶ定期旅客航路を維持確保するための、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により運賃収入の減少が認められる当社の定期運航に対する支援としての「小木直江津航路維持確保支援金」について金額（213,246千円）の確定の通知を2022年2月21日付で受け、当該支援金を2022年3月11日に受領いたしました。上記三自治体からは、みちのりホールディングスによる出資後も、より強固な関係を築きたいとの意向を示していただいております。

c. 発行条件に関する事項

(b) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

（訂正前）

<前略>

なお、本第9回新株予約権は、本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後に行使がなされることを想定し、行使期間の始期を本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了が見込まれている2022年7月1日に

設定しているとともに、当社とみちのりホールディングスとの間で2022年2月7日付で締結予定の出資契約(以下「本出資契約(みちのりホールディングス)」といいます。)上、当社において本第9回新株予約権の行使に伴う払込みを受ける合理的な必要性が認められるとみちのりホールディングスが判断した場合には、みちのりホールディングスは、本第9回新株予約権を行使する旨合意する予定であるところ、みちのりホールディングス第三者割当による普通株式に係る潜在株式数を含む発行株式数75,000,000株(議決権数は750,000個)の、本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後の当社の発行済株式総数50,760,000株に対する比率は147.75%(本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後の当社議決権総数507,600個に対する比率は147.75%)となります。

このように本第三者割当により極めて大規模な希薄化が生じることが見込まれます。他方、上記のとおり、当社は、2021年12月期第3四半期連結累計期間末で2,299,571千円の債務超過となっており、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円を同年4月以降に約定通りに弁済すること及び同年4月以降の資金繰りを維持することが困難となっている状況にあるところ、本第三者割当の発行規模は、当社が、そのような状況において、安全で安定した運航を実現するために必要な設備やサービスを維持しつつも、当面の事業継続に最低限必要と見込まれるキャッシュ・フローを確保することに加えて、大幅な債務超過額を可及的に圧縮し財務基盤の回復を図るために必要最低限の規模に設定されていること(なお、当社は、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円については、()そのうち15億円については本B種種類株式第三者割当による手取金を第四北越銀行に対する既存借入金の弁済に充てる他、()5,830,800千円については、借換え又は条件変更による2023年12月末までの元本返済猶予及びその後15年間で分割返済へ変更する内容の金融支援、()劣後ローン1,440,000千円については返済条件の維持を内容とする金融支援を受ける予定であり、金融支援実施後の条件に従い返済することを想定しております。)、本第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられること、本普通株式、本A種種類株式、本第9回新株予約権及び本B種種類株式の払込金額その他の発行条件についても、当社をとりまく厳しい財務状況並びに取引金融機関の意見や、大株主である地方自治体との間で継続的に実施した協議も踏まえつつ、大幅な債務超過に陥っている財務状況を考慮の上で、本普通株式の株式価値算定書(以下「本普通株式価値算定書」といいます。)で示されたディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定結果(0円から21円)を参照しながら、みちのりホールディングスとの協議及び交渉を重ねた結果、決定された当社にとって現時点で最善の条件であり、本普通株式価値算定書、本A種種類株式の株式価値算定書(以下「本A種種類株式価値算定書」といいます。)、本第9回新株予約権の価値算定書(以下「本第9回新株予約権価値算定書」といいます。)及び本B種種類株式価値算定書で示された算定結果に照らしても公正性及び妥当性が認められると判断できること、本A種種類株式に与えられた普通株式を対価とする取得請求権は発行要項上はいつでも行使することができることとされているものの、当社は、みちのりホールディングスから、当面の間、本A種種類株式に係る普通株式を対価とする取得請求権を行使しない旨の意向を口頭で確認しており、本第三者割当により直ちに全ての希薄化が生じるものではないこと、実際には、本普通株式、本A種種類株式、本第9回新株予約権及び本B種種類株式が発行された場合においても、本普通株式以外は議決権がないため、本第三者割当発行の時点では、現在の普通株式の保有者の有する議決権についての即時の希薄化は一定程度抑制されていることといった事情を踏まえれば、本第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

なお、本第9回新株予約権は、本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後に行使がなされることを想定し、行使期間の始期を本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了が見込まれている2022年7月1日に設定しているとともに、当社とみちのりホールディングスとの間で2022年2月7日付で締結した出資契約(以下「本出資契約(みちのりホールディングス)」といいます。)上、当社において本第9回新株予約権の行使に伴う払込みを受ける合理的な必要性が認められるとみちのりホールディングスが判断した場合には、みちのりホールディングスは、本第9回新株予約権を行使する旨合意しているところ、みちのりホールディングス第三者割当による普通株式に係る潜在株式数を含む発行株式数75,000,000株(議決権数は750,000個)の、本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後の当社の発行済株式総数50,760,000株に対する比率は147.75%(本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後の当社議決権総数507,600個に対する比率は147.75%)となります。

このように本第三者割当により極めて大規模な希薄化が生じることが見込まれます。他方、上記のとおり、当社は、2021年12月期第3四半期連結累計期間末で2,299,571千円の債務超過となっており、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円を同年4月以降に約定通りに弁済すること及び同年4月以降の資金繰りを維持することが困難となっている状況にあるところ、本第三者割当の発行規模は、当社が、そのような状況において、安全で安定した運航を実現するために必要な設備やサービスを維持しつつも、当面の事業継続に最低限必要と見込まれるキャッシュ・フローを確保することに加えて、大幅な債務超過額を可及的に圧縮し財務基盤の回復を図るために必要最低限の規模に設定されていること(なお、当社は、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円については、() そのうち15億円については本B種種類株式第三者割当による手取金を第四北越銀行に対する既存借入金の弁済に充てる他、() 5,830,800千円については、借換え又は条件変更による2023年12月末までの元本返済猶予及びその後15年間で分割返済へ変更する内容の金融支援、() 劣後ローン1,440,000千円については返済条件の維持を内容とする金融支援を受けることを内容とする本再生計画案が、2022年3月15日、本対象債権者全ての同意により成立しており、本再生計画案に定められた条件に従い返済することを想定しております。)、本第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられること、本普通株式、本A種種類株式、本第9回新株予約権及び本B種種類株式の払込金額その他の発行条件についても、当社をとりまく厳しい財務状況並びに取引金融機関の意見や、大株主である地方自治体との間で継続的に実施した協議も踏まえつつ、大幅な債務超過に陥っている財務状況を考慮の上で、本普通株式の株式価値算定書(以下「本普通株式価値算定書」といいます。)で示されたディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定結果(0円から21円)を参照しながら、みちのりホールディングスとの協議及び交渉を重ねた結果、決定された当社にとって現時点で最善の条件であり、本普通株式価値算定書、本A種種類株式の株式価値算定書(以下「本A種種類株式価値算定書」といいます。)、本第9回新株予約権の価値算定書(以下「本第9回新株予約権価値算定書」といいます。)及び本B種種類株式価値算定書で示された算定結果に照らしても公正性及び妥当性が認められると判断できること、本A種種類株式に与えられた普通株式を対価とする取得請求権は発行要項上はいつでも行使することができることとされているものの、当社は、みちのりホールディングスから、当面の間、本A種種類株式に係る普通株式を対価とする取得請求権を行使しない旨の意向を口頭で確認しており、本第三者割当により直ちに全ての希薄化が生じるものではないこと、実際には、本普通株式、本A種種類株式、本第9回新株予約権及び本B種種類株式が発行された場合においても、本普通株式以外は議決権がないため、本第三者割当発行の時点では、現在の普通株式の保有者の有する議決権についての即時の希薄化は一定程度抑制されていることといった事情を踏まえれば、本第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。

<後略>

f. 大規模な第三者割当の必要性

(b) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

(訂正前)

<前略>

なお、本第9回新株予約権は、本株式併合、本会社化取引及び本株式分割の完了後に行使がなされることを想定し、行使期間の始期を本株式併合、本会社化取引及び本株式分割の完了が見込まれている2022年7月1日に設定しているとともに、本出資契約(みちのりホールディングス)上、当社において本第9回新株予約権の行使に伴う払込みを受ける合理的な必要性が認められるとみちのりホールディングスが判断した場合には、みちのりホールディングスは、本第9回新株予約権を行使する旨を合意する予定であるところ、みちのりホールディングス第三者割当による普通株式に係る潜在株式数を含む発行株式数75,000,000株(議決権数は750,000個)の、本株式併合、本会社化取引及び本株式分割の完了後の当社の発行済株式総数50,760,000株に対する比率は147.75%(本株式併合、本会社化取引及び本株式分割の完了後の当社議決権総数507,600個に対する比率は147.75%)となります。

他方、上記のとおり、当社は、2021年12月期第3四半期連結累計期間末で2,299,571千円の債務超過となっており、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円を同年4月以降に約定通りに弁済すること及び同年4月以降の資金繰りを維持することが困難となっている状況にあるところ、本第三者割当の発行規模は、当社が、そのような状況において、安全で安定した運航を実現するために必要な設備やサービスを維持しつつも、当面の事業継続に最低限必要と見込まれるキャッシュ・フローを確保することに加えて、大幅な債務超過額を可及的に圧縮し財務基盤の回復を図るために必要最低限の規模に設定されていること(なお、当社は、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円については、「(4) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 b. 手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期」に記載のとおり、() そのうち15億円につ

いては本B種種類株式第三者割当による手取金を第四北越銀行に対する既存借入金の弁済に充てる他、（ ）5,830,800千円については、借換え又は条件変更による2023年12月末までの元本返済猶予及びその後15年間の分割返済へ変更する内容の金融支援、（ ）劣後ローン1,440,000千円については返済条件の維持を内容とする金融支援を受ける予定であり、金融支援実施後の条件に従い返済することを想定しております。）、本第三者割当は、上記「a.割当予定先の状況 (b)割当予定先の選定理由 イ.本第三者割当を選択した理由」に記載のとおり、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられること、本普通株式、本A種種類株式、本第9回新株予約権及び本B種種類株式の払込金額その他の発行条件についても、当社をとりまく厳しい財務状況並びに取引金融機関の意見や、大株主である地方自治体との間で継続的に実施した協議も踏まえつつ、大幅な債務超過に陥っている財務状況を考慮の上で、本普通株式価値算定書で示されたDCF法による算定結果（0円から21円）を参照しながら、みちのりホールディングスとの協議及び交渉を重ねた結果、決定された当社にとって現時点で最善の条件であり、本普通株式価値算定書、本A種種類株式価値算定書、本第9回新株予約権価値算定書及び本B種種類株式価値算定書で示された算定結果に照らしても公正性及び妥当性が認められると判断できること、本A種種類株式に与えられた普通株式を対価とする取得請求権は発行要項上はいつでも行使することができることとされているものの、当社は、みちのりホールディングスから、当面の間、本A種種類株式に係る普通株式を対価とする取得請求権を行使しない旨の意向を口頭で確認しており、本第三者割当により直ちに全ての希薄化が生じるものではないこと、実際には、本普通株式、本A種種類株式、本第9回新株予約権及び本B種種類株式が発行された場合においても、本普通株式以外は議決権がないため、本第三者割当発行の時点では、現在の普通株式の保有者の有する議決権についての即時の希薄化は一定程度抑制されていることといった事情を踏まえれば、本第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。

（訂正後）

<前略>

なお、本第9回新株予約権は、本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後に行使がなされることを想定し、行使期間の始期を本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了が見込まれている2022年7月1日に設定しているとともに、本出資契約（みちのりホールディングス）上、当社において本第9回新株予約権の行使に伴う払込みを受ける合理的な必要性が認められるとみちのりホールディングスが判断した場合には、みちのりホールディングスは、本第9回新株予約権を行使する旨を合意しているところ、みちのりホールディングス第三者割当による普通株式に係る潜在株式数を含む発行株式数75,000,000株（議決権数は750,000個）の、本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後の当社の発行済株式総数50,760,000株に対する比率は147.75%（本株式併合、本子会社化取引及び本株式分割の完了後の当社議決権総数507,600個に対する比率は147.75%）となります。

他方、上記のとおり、当社は、2021年12月期第3四半期連結累計期間末で2,299,571千円の債務超過となっており、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円を同年4月以降に約定通りに弁済すること及び同年4月以降の資金繰りを維持することが困難となっている状況にあるところ、本第三者割当の発行規模は、当社が、そのような状況において、安全で安定した運航を実現するために必要な設備やサービスを維持しつつも、当面の事業継続に最低限必要と見込まれるキャッシュ・フローを確保することに加えて、大幅な債務超過額を可及的に圧縮し財務基盤の回復を図るために必要最低限の規模に設定されていること（なお、当社は、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円については、「(4)提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 b.手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期」に記載のとおり、（ ）そのうち15億円については本B種種類株式第三者割当による手取金を第四北越銀行に対する既存借入金の弁済に充てる他、（ ）5,830,800千円については、借換え又は条件変更による2023年12月末までの元本返済猶予及びその後15年間の分割返済へ変更する内容の金融支援、（ ）劣後ローン1,440,000千円については返済条件の維持を内容とする金融支援を受けることを内容とする本再生計画案が、2022年3月15日、本対象債権者全ての同意により成立しており、本再生計画案に定められた条件に従い返済することを想定しております。）、本第三者割当は、上記「a.割当予定先の状況 (b)割当予定先の選定理由 イ.本第三者割当を選択した理由」に記載のとおり、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられること、本普通株式、本A種種類株式、本第9回新株予約権及び本B種種類株式の払込金額その他の発行条件についても、当社をとりまく厳しい財務状況並びに取引金融機関の意見や、大株主である地方自治体との間で継続的に実施した協議も踏まえつつ、大幅な債務超過に陥っている財務状況を考慮の上で、本普通株式価値算定書で示されたDCF法による算定結果（0円から21円）を参照しながら、みちのりホールディングスとの協議及び交渉を重ねた結果、決定された当社にとって現時点で最善の条件であり、本普通株式価値算定書、本A種種類株式価値算定書、本第9回新株予約権価値算定書及び本B種種類株式価値算定書で示された算定結果に照らしても公正性及び妥当性が認められると判断できること、本A種種類株式に与えられた普通株式を対価とする取得請求権は発行要項上はいつでも行使することができることとされているものの、当社は、みちのりホールディングスから、当面の間、本A種種類株式

に係る普通株式を対価とする取得請求権を行使しない旨の意向を口頭で確認しており、本第三者割当により直ちに全ての希薄化が生じるものではないこと、実際には、本普通株式、本A種種類株式、本第9回新株予約権及び本B種種類株式が発行された場合においても、本普通株式以外は議決権がないため、本第三者割当発行の時点では、現在の普通株式の所有者の有する議決権についての即時の希薄化は一定程度抑制されていることといった事情を踏まえれば、本第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。

g. 株式併合等の予定の有無及び内容

(b) 株式併合の要旨

株式併合の日程

(訂正前)

<前略>

本定時株主総会に関する取締役会決議日	2022年2月25日（予定）
--------------------	----------------

<後略>

(訂正後)

<前略>

本定時株主総会に関する取締役会決議日	2022年2月25日
--------------------	------------

<後略>

(12) その他の事項

c. 本第10回新株予約権無償割当に関する事項

(訂正前)

<前略>

なお、当社は、本出資契約（みちのりホールディングス）において、みちのりホールディングスが本第10回新株予約権無償割当により割当てを受ける本第10回新株予約権の全てを、割当日である2022年6月30日付で放棄する旨を合意する予定です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

なお、当社は、本出資契約（みちのりホールディングス）において、みちのりホールディングスが本第10回新株予約権無償割当により割当てを受ける本第10回新株予約権の全てを、割当日である2022年6月30日付で放棄する旨を合意しています。

<後略>

(2022年3月15日提出の臨時報告書の訂正報告書)

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

当社は、2022年2月25日開催の当社取締役会において、当社の普通株式の併合を目的とする、2022年3月25日開催予定の定時株主総会を招集することを決議し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の4の規定に基づき、2022年2月25日付で臨時報告書を提出しておりますが、2022年3月15日、新潟県中小企業再生支援協議会が関与する当社の私的整理手続において、当社が策定し、2022年1月26日に当社の取引金融機関（個別に又は総称して以下「本対象債権者」といいます。）に対して提示した当社の再生計画案が本対象債権者全員の同意により成立したことに伴い、これに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項により準用される同法第7条第1項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

(1) 本株式併合の目的

オ. 本対象債権者との協議について

キ. 本第三者割当及び本子会社化取引に関する留意事項

3 訂正内容

訂正箇所は を付して表示しております。

（１）本株式併合の目的

オ．本対象債権者との協議について

（訂正前）

<前略>

その後、当社は本対象債権者との間で協議を重ね、本第三者割当の実施を内容とする当社の事業再生計画案（以下「本再生計画案」といいます。）を策定し、2022年1月26日の債権者会議において、本再生計画案の提示を行いました。当社の2021年11月30日時点の借入金残高は合計8,770,800千円であるところ、本再生計画案において、当社は、（ ）本B種種類株式第三者割当により調達した資金による第四北越銀行に対する既存借入金債務1,500,000千円の弁済、（ ）本対象債権者に対する既存借入金5,830,800千円についての借換え又は条件変更による1年9か月間の元本返済の猶予及びその後15年間での分割返済とする金融支援（うち4,216,114千円についてはシンジケートローンの方法による借換え）、並びに（ ）本対象債権者に対する既存借入金1,440,000千円（劣後ローン）についての返済条件の維持を要請しております。今後、本再生計画案について、本対象債権者に説明を尽くしてご理解をいただき、本対象債権者から本再生計画案に同意いただくことで、本再生計画案の成立を目指してまいります。

なお、本再生計画案は、本対象債権者全ての同意により成立するものであり、本第三者割当は、本再生計画案の成立を条件としています。

（訂正後）

<前略>

その後、当社は本対象債権者との間で協議を重ね、本第三者割当の実施を内容とする当社の事業再生計画案（以下「本再生計画案」といいます。）を策定し、2022年1月26日の債権者会議において、本再生計画案の提示を行いました。当社の2021年11月30日時点の借入金残高は合計8,770,800千円であるところ、本再生計画案において、当社は、（ ）本B種種類株式第三者割当により調達した資金による第四北越銀行に対する既存借入金債務1,500,000千円の弁済、（ ）本対象債権者に対する既存借入金5,830,800千円についての借換え又は条件変更による1年9か月間の元本返済の猶予及びその後15年間での分割返済とする金融支援（うち4,216,114千円についてはシンジケートローンの方法による借換え）、並びに（ ）本対象債権者に対する既存借入金1,440,000千円（劣後ローン）についての返済条件の維持を要請しております。

なお、本再生計画案は、本対象債権者全ての同意により成立するものであり、本第三者割当は、本再生計画案の成立を条件としているところ、2022年3月15日、本対象債権者全ての同意により本再生計画案が成立いたしました。

キ．本第三者割当及び本子会社化取引に関する留意事項

（訂正前）

上記のとおり、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると認識せざるを得ない状況となっており、本再生計画案が成立しない場合本定時株主総会で本第三者割当及び本子会社化取引に係る議案のご承認がいただけない場合、又は、みちのりホールディングスと締結した本出資契約（みちのりホールディングス）に定めるみちのりホールディングス第三者割当及び本子会社化取引の実施の前提条件が充足されない場合に、みちのりホールディングスからのスポンサー支援及び第四北越銀行による本B種種類株式の引受けの実施の合意等をいただけないときには、当社の事業の継続は極めて困難になる可能性があります。

（訂正後）

上記のとおり、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると認識せざるを得ない状況となっており、本定時株主総会で本第三者割当及び本子会社化取引に係る議案のご承認がいただけない場合、又は、みちのりホールディングスと締結した本出資契約（みちのりホールディングス）に定めるみちのりホールディングス第三者割当及び本子会社化取引の実施の前提条件が充足されない場合に、みちのりホールディングスからのスポンサー支援及び第四北越銀行による本B種種類株式の引受けの実施の合意等をいただけないときには、当社の事業の継続は極めて困難になる可能性があります。なお、みちのりホールディングス第三者割当及び本子会社化取引は、本再生計画案の成立を条件の一つとしているところ、2022年3月15日、本対象債権者全ての同意により本再生計画案が成立いたしました。